

「古河市指定給水装置工事事業者講習会」に 東京水道サービス社員を講師として派遣

東京水道サービス株式会社（本社：東京都新宿区、代表取締役：野田数、以下、TSS）は、2月18日（火）に実施された、「古河市指定給水装置工事事業者講習会」に TSS 社員を講師として派遣しました。



講習会の様子

TSS は、古河市より「古河市指定給水装置工事事業者講習会支援業務」を受託し、古河市の「指定給水装置工事事業者」※1 に対し当社社員が以下の通り講義を行いました。本講習会は水道法の一部改正を受け、新たに導入された「指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制」※2 を踏まえ実施されたもので、参加事業者は 114 者にも上りました。

記

1. 契約名 : 古河市指定給水装置工事事業者講習会支援業務委託
2. 内 容 : 古河市指定給水装置工事事業者講習会の講義実施
3. 実施日時 : 2020年2月18日（火）13:30~16:00
4. 講習場所 : コスモプラザ多目的ホール（古河市三和庁舎併設）
5. 発注者 : 古河市上下水道部
6. 受講対象者 : 古河市指定給水装置工事事業者 114 者
古河市職員
7. 講習内容 : ①水道法改正等について
②給水装置の定義と適正な施工管理について
③水道事業における指定給水装置工事事業者の役割について
④給水装置工事主任技術者の責任と技術向上の必要性について

以上

※1：水道法により、給水装置の構造および材質が政令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者が、その給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者を「指定」する制度があります。各水道事業者より指定を受けた工事事業者を「指定給水装置工事事業者」と言います。

※2：「指定給水装置工事事業者制度」は、令和元年10月1日施行の水道法改正により指定工事事業者の資質の維持・向上を目指して、5年ごとの指定の更新制が新たに導入されました。

【東京水道サービスとは】

東京水道サービスは、東京都の政策実現の一翼を担う政策連携団体であり、日々、安全でおいしい水を安定的に供給するため、技術的な業務を展開し、都市活動を支えています。東京水道は平成30年に、近代水道創設120周年を迎えました。東京水道サービスは、この東京水道120年の歴史を守り続けた世界最高水準技術を受け継ぎ、東京都において水道施設の管理や、浄水施設の管理、水道に関するコンサルティング・調査、技術開発、水道資器材の管理・販売などを行っています。また、東京水道で培った技術・ノウハウを積極的に海外へ技術援助する事業を展開。世界各国で水道システムの構築・運営管理のサポートを行っており、これまで、ミャンマーやマレーシアなどの地域で水道施設の整備・管理を実施しています。

【会社概要】

- ・社名：東京水道サービス株式会社
- ・本社所在地：〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル5階
- ・設立年月：昭和62年2月
- ・資本金：1億円
- ・株主：東京都（51%）ほか
- ・従業員数：1,251名（平成31年4月現在）
- ・事業内容：水道施設の整備・管理等、水道に関するコンサルティング及び各種研修など

●本件に関するお問い合わせ

東京水道サービス(株)プロジェクト推進部 担当：小泉

TEL：03-5320-9720 / E-mail: tss-pr@tssk.jp